

平成28年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第9日（平成28年 6月21日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 田中耕之郎君 | 2番  | 岡本詠君  |
| 3番  | 細川博史君  | 4番  | 前田晃君  |
| 5番  | 浅尾公厚君  | 6番  | 森一美君  |
| 7番  | 小川豊治君  | 8番  | 西原強志君 |
| 9番  | 永野裕夫君  | 10番 | 岡崎宣男君 |
| 11番 | 仲田強君   | 12番 | 武藤清君  |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 山下毅君  | 局長補佐 | 伊藤牧子君 |
| 議事係長   | 前田利実君 | 主幹   | 出口直人君 |
| 主幹     | 宮口佑司君 |      |       |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |       |                  |       |
|----------------|-------|------------------|-------|
| 市長             | 泥谷光信君 | 副市長              | 磯脇堂三君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 山本豊君  | 税務課長兼<br>固定資産評価員 | 野村仁美君 |

|          |         |                              |         |
|----------|---------|------------------------------|---------|
| 企画財政課長   | 早川 聡 君  | 総務課長                         | 木下 司 君  |
| 危機管理課長   | 岡田 敦浩 君 | 消防長                          | 上原 由隆 君 |
| 消防署長     | 宮上 眞澄 君 | 健康推進課長                       | 戎井 大城 君 |
| 福祉事務所長   | 徳井 直之 君 | 市民課長                         | 二宮 真弓 君 |
| 環境課長補佐   | 谷崎 清 君  | まちづくり対策課長                    | 横山 周次 君 |
| 観光商工課長   | 倉松 克臣 君 | 農林水産課長                       | 文野 喜文 君 |
| 水道課長     | 楠目 生 君  | じんけん課長補佐                     | 東 博之 君  |
| しおさい園長   | 山本 弘子 君 | 収納推進課長                       | 田村 光浩 君 |
| 教育長      | 弘田 浩三 君 | 学校教育課長                       | 中津 健一 君 |
| 生涯学習課長   | 中山 優 君  | 教育センター所長<br>兼少年補導センター<br>所 長 | 弘田 条 君  |
| 監査委員事務局長 | 小松 高志 君 |                              |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から、平成28年土佐清水市議会定例会6月会議第9日目の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） おはようございます。昨日からかなり雨降りました。本日、起きてまず私がしたことは、薬草ちょっと気になりまして大岐へ電話しました。紫根は大丈夫やろうかと、あるいはホソバオケラ大丈夫かい、というようなことを言うたらですね、役員からやっぱりたくましいけん。しっかりと紫根も育ちよると。30cm近くなるとるようですけども。

それで一安心しながら本日、朝一番ということで、機嫌よくこの場に立たせてもらっております。なおジオパークにつきましては、昨日、細川議員が非常に斬新な発想のもと、やっておりますので。副読本のところはこれは細川議員とかなり重なっておりますので、これは割愛をします。せっかく観光商工課長、用意してくれとると思いますけれども、そこの辺ひとつよろ

しくお願いしたいと、こういうふうに思っております。では、議長のお許しも得ておりますので、質問に入りますけれども、ちょっと前置きが長くなります。

まず最初に、去る4月14日午後9時26分に発生した震度7、2日置いてまた再び震度7の熊本地震が発生いたしました。それからまた、ずっと今までも地震は続いております。本件に対する被害につきましては、死者49名、行方不明者1名、関連死20名、その中には新聞報道等によくされましたエコノミー症候群という、いわゆる車中泊や避難所生活などで身体的負担による病気が原因で亡くなったケースがあると、これは震災関連死ということだそうですけれども。原因としましては長時間同じ姿勢で座ったままでいると、血栓ができ、その血の塊が肺に流れ込めば、これは非常に危険ではないかと、こういうことからなるそうではありますが、まずこれは水分をとったり、脱水症状を避けるために足踏みしたり、あるいは水分をとる、あるいはコーヒーを飲むというようなことをしたらいいようであります。それと比較的なりやすいのが高齢者で、しかも昨日言うておりましたように生活習慣病、これは西原議員が言うておりましたが、生活習慣病の者がなりやすいというようなことで、私もその1人にはなろうかなと、予備軍でありますけれども、注意せんといかんとは思っております。せっかく震災で助かった命、直接死から免れた命を、これ大事にするのが一番いいだろうと思うし、また本市があった場合でもそういうようなことを十分考えながら、また担当課のほうでそういうようなこともなさると思いますが、命はしっかりと守らんといかんというようなことであります。

それから、また負傷者は1,684名と人的被害はまことに甚大であります。倒壊家屋とも多数に上がっており、お亡くなりになった方々には哀悼の意を、負傷された方、被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。また現場で懸命に救助活動に当たっていた消防、自衛隊、警察等関係者には、敬意を申し上げる次第であります。自衛隊のほうは大きなところ、あるいは連隊、あるいは師団というところで一気に来れますけれど、消防とか警察の各府県警からちょっとずつ来んといかんから大変なことがあろうかと思いますが、警察にしても消防にしても生命・身体・財産の保護というのが任務と思っておりますので、これはそうあってあるべきであろうと。またボランティア活動も活発に行われており、人のぬくもりを感じるようなことであります。早速、田中議員もボランティアで行っていったようですけれども、その行動力等については高く、私としては評価する次第であります。自分できませんからね。

それとさらに私の経験からですけれど、阪神淡路大震災、東日本地震、熊本地震ともライフラインは切断され、水不足は常に大きな地震の場合は深刻であります。翻って我が三崎のほう考えれば、いわゆる水道山にある配水タンク、これが地震によってあるいは山崩れによって倒壊すれば、下ノ段の区長場、市の受水施設、あそここのとも全部これいくでしょ。小学校もい

く、保育園もいくというようなところで、非常に危険やなということで、過去、私も質問したこともありますけれども、そのときは耐震化はしとらんけど、ぐるぐるこういう地下に巻いちよるけん大丈夫やろうというようなことでありましたが、今回、防衛省の予算でそういうようなことをやるというふうには聞いておりますので、幾らかは安堵はしております。

それでは本論に入ります。今回、私は本市の観光振興、産業振興に貢献するジオパークについて、清水高校高台移転の2点について執行部に質問をいたします。本音でひとつ答弁をいただけたら幸いです。なお、私の信念として産業振興はジオパークと薬草と、この2つが最も重要ではないかというふうに思っております。今回、薬草は最後にちょっと触れるだけで、質問にはあげておりませんが、その点ひとつよろしくお願ひしたいと。

それでは第1点、ジオパークについてお尋ねをいたしますが、ジオパーク推進室が開設されてから今日までの活動状況について、その成果について、人的な面あるいは観光ボランティアとか、1人から6人体制になっておりますけれども、施設的な面についてお尋ねをいたします。

まず、私たちが日ごろ接するボランティアの方々は、私はよく竜串で、あそこでちいと皆さんと話しするわけですが、観光客に対して観光案内はもとより道案内でも、車がとまったら案内所からすぐ出て親切丁寧に接しております。人員が足りないときもあるように私としては見受けておりますが、当初から今で何名ぐらい増加しておるのか。また7月からジオガイド養成講座が始まります。これは広報6月号に書いておりますけれども、ジオガイドの養成講座が始まり現在募集中ですが、何名ぐらい応募があったのか、観光商工課長にまずもって答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） おはようございます。それでは観光ボランティア関係のほうからお答えさせていただきます。

観光ボランティア会の会員数につきましては、ジオパーク推進室を設置しました平成27年度当初、33名でございました。本年6月現在、会員数は34名でございます。増加人数は1名であります。その内訳は退会された方が2名おありまして、新規加入された方が3名、合計で1名の増加人数ということになっております。

また、ジオガイドの養成を目的とします、ジオガイド養成講座につきましては、申込期限が6月30日までとなっております。現在18名の応募があります。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 去年からやったら1名ということですがけれども、最初からというつもりで私は聞いたんですけど、それはそれでええとして。ジオガイドの募集は現在までに18名と。確か定員は18名やったと思いますけれども、今からでも幾らかでもふえるのではないかと、こういうふうに思うちゃったらええというふうに思っております。

それでは次に移りますが、ジオパークの講習ですね、これは昨日は14回言うとしたかな。自分では12回程とっておりましたけれども、延べ何名ぐらいが参加されておるのか。私も4、5回は行っておるんですが、足らんとえば足らんであれですが。観光ボランティアに入会される、観光ボランティアの方も、かなり何回も何回も行ってありますが、これらを受けて、観光ボランティア等に入会されるきっかけになった方はおろうかと思うが、その点はいかがか。この講習について、効果についてはいろいろあると思いますが、その効果等に検証されたかどうか、観光商工課長に答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

平成27年度のガイド養成講座関連につきましては、11回開催しております。延べ292名の参加がありました。受講をきっかけに観光ボランティア会に入会されたかということですが、私、直接お話を聞きはしておりませんが、新規加入の方々の積極的な活動状況を見てみますと、入会のきっかけになっているのではないかとこのように考えております。

受講の効果につきましては、講座等への観光ボランティア会会員さんの参加率が非常に高く、非常に勉強熱心であります。ジオパーク活動が始まる前と比べると、自主的な研修、研究活動が活発となっております、観光案内及びガイドスキルの向上意識が高まっていると見受けられますので、一定の効果があったというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 一定の効果があったであろうということですがけれども、これもはっきりと検証して、検証の効果というものを出すようにしたほうが、なおまた本人らのため、あるいは我々市民のためになるとこのように思いますので、観光商工課長、その辺もよく考えて今後、取り組んでいただきたいと、このように思っております。

それでは次に、足摺、竜串の施設面の改良、新設等についてお尋ねをいたします。これにつきましては観光ボランティアと観光商工課、あるいは産業厚生常任委員会、これらも一緒に行きました。それについて危険箇所の改良、駐車場の増設など済んでおりますけれども、今後の予定、特に足摺の展望台とか竜串の見残し地区のトイレ、これは今のところはちいと船がついて

から見にくいわね。こちらへちょっと移転することも以前、県の環境共生課長と、あなたのとこの猿田君なんかと一緒にいったときそういうようなことも言われておりましたけれども、このような計画あるいは進行状況等についてはどのようになっているのか、観光商工課長に答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えします。

施設面につきましては、足摺岬では駐車場の1部をご指摘もいただきまして、整備、増設もしたところです。竜串地域では、見残し展望台の看板の修正、それから遊歩道の手すりの修繕、また避難道の整備などを実施してまいりました。今後につきましては、足摺岬先端の展望台の改修につきましても、環境省のほうで進めていただいておりますし、見残し遊歩道の手すりの修繕も予定しております。そのほか気がつくところ、ご指摘があるところがありましたら随時対応はしてまいりたいと考えております。また見残しの公衆トイレにつきましては、現在改築に向け場所も含めて高知県環境共生課のほうで協議を進めていただいております。今後も市と地元含めて、協議の場を持ちながら進めていっていただくということを聞いております。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） わかりました。足摺の展望台とか竜串の見残しの上の展望台、これは地図はきれいになったわね。地図はこうきれいになった。それでその柵というか、上は半分ぐらいは確かにきれいになっちょる。後の下全部と上の半分ぐらいはいまだきれいにしてない。昔のままやけん。その点も観光商工課長、あるいは忘れとるかどうかわかりませんが、どのようになっておるのか。それと案内板の文字の1部訂正、これも1部訂正は確かにしました。竜串何カ所。足摺何カ所。それわかっとならですね、竜串の観光案内所の前、それで昔ねざり松やったところ、それから竜串のレストのほうも直しとると思いますが、具体的にわかっとならで結構ですが、答弁してください。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） 看板の修正部分につきましては、現在詳細は把握しておりません。ただ、今から認定に向けて今年度はずっと準備を続けている最中ですので、気がつくところ、それからご指摘があるところにつきましては、随時対応をしてまいりたいと思います。

それから見残しの展望台及び遊歩道の手すりの関係なんです、県の環境共生課と今協議をしております、現在聞くところによると今年度、予算もついておるようですので、全部にな

るのか一部になるのかまだ確定しておりませんが、一定、進めていっていただけるというふう  
に聞いております。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 課長、文字の訂正、例えば一番最初は3,000万年前が、今  
1,800万年から2,000万年前というようなように変わりました。変わっておりますけれど  
も、案内板の文字の一部訂正です。僕が既に大分前に出しちょうがやけん、あなた方のところ  
に出しとるがやけん、その点はやっぱり正確に。確か前の課長、わかっとったと思うんじゃが、  
その辺は今、急に言うんやったらそりゃ把握してないというのでいいけど。私は1週間も  
10日ぐらい前に出しとんだからそういう点は、やっぱりきっちりと引き継ぎ受けるなり、調  
べるなりして、今後はそういう点にも配慮しながらきっちりと答弁をしていただきたいと。こ  
れ、僕は家に帰ったら多分あるかな、どうかな、ちょっとわからんが、そちらのほうにはある  
はずであります。それはそれとして、これについては終わりますが。

次に、海洋館については時々高知新聞に掲載され、またパソコン等見とったら、市長、観光  
協会の会長、竜串観光振興会会長、県の担当者などで種々前向きな検討がされているようで心  
強く私は感じております。またこの海洋館と同時に、国際ビジターセンター、爪白園地のこれ  
はスノーピーク、新潟県燕市の業者であります。これは日本有数のアウトドア、ナンパツ  
ーだったと思いますが、園地委託等竜串地区の観光資源等々が、かたられておりますけれども、  
本件に対する将来の展望と、予想される影響等、効果についてどのようなお考えを持ってお  
るのか市長にそのご所見を伺います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 昨日の細川議員の質問でも答弁をさせていただいておりますが、新足  
摺海洋館の建設、国立公園ビジターセンターの新設、今ご指摘のありましたスノーピークは監  
修していただいたキャンプ場の整備、そしてジオパークセンターの設置など、竜串地区の地域  
の再開発に伴う大型プロジェクトは今後5年間をめどに順次計画が進み、そのにぎわいと経済  
波及効果が大いに期待をされているところです。さらにこのジオパークの活動を通じまして、  
ハード・ソフト事業と合わせまして、この竜串地域のみならず、土佐清水市、もっと言えば高  
知県全体の観光振興につながるものが、これが一番重要なことであると思っておりますので、  
今後も国・県・市及び地元や民間業者とも連携しながら、官民を上げてこの取り組みを強く進  
めてまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

( 10 番 岡崎宣男君発言席)

○10番(岡崎宣男君) わかりました。今後、国とか県とか連携しながらやるということですので、爪白キャンプ場の再整備につきましては昨日の高知新聞、詳しく載っております。18年の春にオープンを目指すというようなことで、体験キャンプもやるというようなことで、市民から5組を募集するというようなことであります。爪白園地もかなりよくなるのではないかなど。それとこちらの海洋館、ビジターセンター等々、あそこの辺へ全部固まるようになって、ビジターセンターは去年の住民座談会ではこっちのギャラリーのほうじゃないかなと思っておりましたけれども、そちらのほうに行くというようなことで、それはそれでええとして。それとこの前新聞に、国立公園満喫プロジェクトか何かいうのでいろいろまた新しいのが出るようですが、そのときはまた市長が積極的に対応されると思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

次に、副読本をあげておりましたけれども、本件につきましては、昨日の細川議員とかなり重なりますので、質問としてはこれしませんが、副読本、小学生にしても僕はなかなかよできとるなというふうに思ったりしております。中学生のもできるというようなことで期待をするわけであります。

次に、現在、ロゴマークについて観光商工課に申請すれば使用可能とのことですが、現在まで申請数は何件だろうか。また現在ジオパーク補助制度が展開されておりますが、ジオパーク関連商品、これありますね。ジオパークの関連商品開発部門、ジオパークの普及啓発部門、その他の部分、28年6月末まで詳しくは云々と書いてありますが。募集の効果がいかかになっておるのか、どのぐらいの募集があったのか、観光商工課長に答弁を求めます。

○議長(永野裕夫君) 観光商工課長。

(観光商工課長 倉松克臣君自席)

○観光商工課長(倉松克臣君) お答えいたします。

ロゴマークの申請件数ですが、現在申請は2件であります。2件とも承認はしております。

それから補助制度につきましては、今のところ問い合わせは数件来ておりますが、現在のところまだ申請には至っておりません。この事業はPR効果は非常に大きいと思いますので、今後なぜ申請までに至っていないのか、問題点を分析し、対処しながら引き続き周知をして、活用を図っていきたいというふうに考えております。

○議長(永野裕夫君) 10番 岡崎宣男君。

(10番 岡崎宣男君発言席)

○10番(岡崎宣男君) 課長にお尋ねしますが、ロゴマークですね。これ本件につきましては、三笠のほうへ視察に行ったときに、推進協議会が認定商品にロゴマークをつけると、そう



いうふうなことでかなり地域の振興、あるいはかなり売れたというようなことを聞いております。例えば三笠の場合は三笠のワインであるとか、あるいはスイカであるとか、あるいはメロンであるとか、こういうふうな一次産品、その他のものいろいろ。それと三笠の場合は駅弁が一番売れたというようなことを言うておりましたけれども、ここでは駅がないけど弁当なんかにもいいんじゃないかと。これは全て推進協議会の三笠ジオパーク推進協議会認定商品というのが、現在まで1号から23号まであるわけですが、本市に置きかえてみますと、いわゆるぱっと考えて浮かぶのが、漁業のほうでは清水サバもあろうし、あるいは農業のほうやったら小夏もあろうし、ブンタンもあろうし、ポンカン等もこれあります。もちろん推進協議会等でいろいろ協議はせんといかんとおもいますけれども、こういうふうなのを使うてやれば、小夏にしたってサバにしたって、今も需要のほう大きいというふうに思っておりますけれども、ロゴマークをつけることによってさらにふえれば、一定の付加価値が私をつくんじゃないかと。付加価値がつけば地域振興の一翼、ちょっとでも農業なり漁業なりにいい効果と言いますか、収入が上がるじゃないかと。こういうふうに質問する前に、どういうふうにやったらいいかな、そういうふうにしたらええかなというふうに、私は思っております。その点について、観光商工課長、今のあなたの考えで結構ですが、あなたの答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） ロゴマークにつきましては、例えばシールにするとか、商品の包装紙にプリントするとか、いろいろな方法でPR活動ができる大事なものというふうに認識しております。現在、市の関連事業の中でビニール袋の作成とか、ジャンパーそれからピンバッチ、いろいろ活用はしているんですけども、それが民間のほうにまだ波及していないというのが一番の問題点ではないかというふうに考えてます。名刺につきましても庁内では、職員の名刺につきましては申請なしで使っておりますので、申請は2件となっておりますが、もう少し活用はされているというふうには思っているんですけども。どちらにせよ、今からシールとかそういう包装紙含めて、民間のほうで広く活用できて、していただけるというふうなことが一番PR活動には大事かと思っておりますので、また検討していきたいというふうに考えています。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 現在、職員のほうではそういうふうにとるというようなことですね。私も名刺のどこへ、そのマークつけてくれって言うて頼んではおるんですけど、いまだ来ておりませんので、あんまり偉そうなこと言えんけれども。差し当たり土佐食であれ、元気

プロジェクトであれ、こういうのをつけて出せば幾分の付加価値は私はずくんではないかと、こういうふうに思っておりますので、来るが待ちよつてもいかんけん。観光商工課長、みずからこう出てですね、そういう点も1つ今後、しっかりと取り組んでいただきたいとこういうふうに思います。

それでは次に、ジオパークについては各地区とも、住民には余り浸透していないように私としては思っております。私も毎日竜串行って、あれやこれや言うとするんですけども、余り浸透してるように思わない。観光商工課によりますと、希望があれば出前講座を行うと言いますけれども、もう1歩踏み込んで、希望やない自分から出向くと。例えば斧積の月に1回やっごようさんおりますわね。最後まで残る人、何人かおるかわからんけれども。それと各地区でもいきいきサロンで、例えば下ノ段の場合やった木曜日とか、各地区によって曜日違うやないですか。そういうとき行って、それこそ副読本でも持って行って配ったりすれば、もっと広がるんじゃないかなと自分なりに思っておりますが。そういうふうに各地区に出向いて、1回でも2回でも講座を開催するようにしたら、いかなもんかと自分では思っております。関係者の方ももちろんジオパークについてはよくご存じでしょうけれども、住民については余り私は浸透するように、私自身の肌で感じるころはあります。これが現状ではないかと思っておりますが、その点、出向いて講座の開催というようなことについては、いろいろな点もあろうかと思うがいかなもんか、観光商工課長に答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

住民主導の運動というのは、ジオパークの認定に向けても重大な一番大切なことだというふうに認識をしております。先日開催されました連合区長会におきまして、ジオパークの取り組み概要について説明をさせていただきました。同時に住民への普及浸透がまだまだ不十分であるという課題も挙げて、普及啓発活動へのご理解、ご協力をお願いしたところです。出前講座や現地学習を積極的に展開してきたわけなんですけれども、議員ご指摘のとおり、住民への浸透はまだ不十分というふうに認識をしております。今ご提案いただきましたように、今後は認定に向けて積極的に、より効果的に対応したいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 昨日の答弁等でもジオサイトの問題ですけれども、ジオサイトが21カ所。下ノ加江川から叶崎が決定されると、広報6月号これ載っていましたが、その下にジオサイト紹介！No.6、これ白山洞門ですけれども、あなた方でこういうふうに書いて、

白山洞門は花崗岩の崖が波によって削られてつくられました。この洞門は花崗岩の中にできたこの種の洞門、海蝕洞門というそうですが、この中では世界有数の大きさを誇ります。頂上には白山神社が祭られており、昔から信仰を集めてきた場所でもであります。万次郎足湯から眺めるほか、伊佐漁港から観光クルーズ船も出ており、これを利用すれば海から白山洞門を眺めることもできます。こういうふう書いてます。

こういうふう書いてもろたら、白山洞門いうたらどなたとこかないのを、およそ感覚的というか、認識を、みんなすると思えますけれども。昨日の答弁ではジオサイトに選定どうのこの、竜串、叶崎など学術的に価値のある地質とかもろもろですね、割とあっさり答えておりましたけれども。この下ノ加江川から森山、大岐の浜、尻貝の浜、ずっとこう書いて21もあるわけですね。下ノ加江川やった多分、水もきれいし、海のほう行ったら、ウミガメもおるし。大岐の浜行ったら波乗りできる人、何とかいうのですね。そういうようなのを具体的に、このカラーか何かのこの写真に載せて、その下にちょっと能書き書いてもろて全家庭なんか配布すれば、ジオサイトいうたらこんな21カ所あって、こんなとこ見どころやなというのわかるように思います。

昨日の私聞きよってですね、観光商工課長、割とあっさり答えたなど。もうちょっと具体的なことを全市民に知らしたら、もうちょっとこのジオパークなんかも浸透するんじゃないかと、こういうふうには思っております。こういうふうには21あって、この下にこう見どころちょっと書いて、そんなのを各家庭に配ったら、もうちょっと認識がそれぞれするんじゃないかと私は思いますが。ジオの認識、向上のためにも観光商工課長としては、いかが考えておるのか、その点について答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

ジオサイトは21カ所選定しておりますが、広報にはスペースの関係上、1カ所ずつの紹介にとどまっております。一括掲載したものを各戸配布してはどうかというご提案ではありますが、21カ所一括して掲載して、それもまた、わかりよいものをつくるということになれば、かなりボリュームのある冊子的なものになるのではないかとこのように考えております。またせっかく新規でつくるのであれば、ジオサイトのみではなく、ジオパーク全体を網羅したようなものをつくりたいという気持ちも持っております。いずれにせよ、ボリュームのある高額なパンフレットを作成するのか、また議員ご指摘のように簡易なものを作成し対応するのか、そういうことを含めましてどうすれば市民の皆さんに周知ができるのか、費用対効果も勘案しながら、市全体の意識向上に向けて、慎重に検討していきたいというふうに考えています。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） わかりました。前向きな答弁と捉えます。ぜひ、やっぱり我々、あるいは関係者だけ知ったってなんちゃならんがやけん。いつの講座に行っても、パネリスト、あるいは講演される方も住民が一番大事やと。観光商工課長も十分ご認識でありますけれども、その点を住民意識を向上させるには、私は毎月確かに出ております。そやけどこの、気つかん人が大分おるがやないかと思うわけですね。大分かどうかかわからんが、多分気つかん方もおいでやろうと思いますので、そういうふうにしたら嫌でも気つくわけですね。そやから今後そういうようなことをひとつ、前向きにお考えいただいたらなおいかなと、こういうふうに思っておりますので、また課内で検討されて、やっていただきたいと思います。

次に、これは市長にお尋ねするわけですが、本年の土佐清水市のカレンダーの表紙は、多分高畑と書いておって、あの光景から見たらお藤がとどろの上やなというようなことであります。なぜお藤がとどろを取り上げたかと言いますと、お藤がとどろはですね、漁招きの神さんであり、あるいは雨ごいの神さんであり、雨ごいのために1回、市長も水道課の職員ともども行かれたそうですけれども。僕はこの前質問の前に1回おりたけど、よいよ上がるのに濱谷君と2人で行かんと、携帯が飛ばないというのは市長のブログにも書いてありましたが。携帯が飛ばんけん、こりゃおら落ちたら向こう行かんといかんがな、と思いつつ濱谷君を連れてですね、わら頼むぞ言いながらおりて行ったわけですが、非常にご案内のように、行った方はわかりでしょうが、かなりきつい坂ですね。ロープが以前は、僕ら小さいときは全くなかった。僕が行ったって言って60何年ぐらい前になるんですけれども。全くなかって、そのときはそんな気もないけんとっと、とっとおりて上がってきたというようなことですね。

お藤がとどろにつきましては、地域の信仰あるいは伝説、民話というようなことあって。高畑のお藤さんという人が、美しい女性がふちの端で髪解ぎながら1本の髪が流れて、ほんで小さい蛇が出てふえていったと。おもしろいけんまたやりよって、そういうようなのを繰り返して、しまいには大きな蛇が出てきて、飲み込まれた。それを今度、娘が帰らんけん言うて、お父さん、お母さんが探しに行って、3日3晩、探したけどおらなんだということですね。そのうち両親もそれが原因かどうか亡くなったと。いうがためにお藤がとどろの上流には、右岸と左岸にそれぞれお父さんとお母さんの碑があるようであります。これは私現認しとらんけれども、本件につきましては5名の方に私はちょっと聞きに行きました。そなんある言うけん、まずもって写真とか、何年に建てたのかというのがわかったらよいよその裏づけ、いつごろからの伝説かというのが裏づけになるがなと思いつつ、一応それらは頼んではきましたけれども、現実に私自身が見ておりませんのでよういません。また他府県ナンバーがとまっとたら、

まず溪流釣りを見て間違いないんであろうというようなことで、雨ごいに来る方、あるいは漁に来る方。お藤がとどろの西側に、神社というかほこらみたいのがあるんですけども、これは漁師の皆さんの寄附で建てたというようなことは聞いております。

今回はお藤がとどろ、なぜこう観光。失礼しました。これは観光商工課長に当てた、あれになっておりますけど。なぜ取り上げたかと言うと、ただ自然の竜串の石、あるいは巨石群とかなんとかやなしに、民話あるいは食べ物等々も、あるいは無形文化財みたいな三崎の旧盆にやる、斧積とか上野の段物とか非常にいいものありますけれども、そういうのの一環とし捉えましたので、観光商工課長に答弁を求めるわけであります。

とどろから、あれやったら東の上か、約100mぐらい上にある鳥居の建てかえ、これは地元の有志10名ぐらいがやったようでありますけれども、これ現実に私も行ったんですけども、寸法は高さ2m、横幅1.9m、材木は20cmぐらいの丸太で、表面は赤と言うか朱色みたいなので塗装しております。石柱は鳥居に向かって右側。市長には写真ちょっと見てもらいました。観光商工課長は現場行つとるから十分わかると思っておりますけれども、赤で塗装しております。石柱については土台は40cmが下にですね、高さは90cmで18cm掛ける18cmというようなのを完成させておりますが、これを有志約10名ぐらいというふうに聞いております。この中に上野の方が2名、下益野1名、三崎浦1名、平ノ段1名、以布利の方が2名、あと何名かおったようではありますが、私が聞いたのはそのぐらいしか聞いておりません。また、お藤がとどろまでおる100mぐらいのところまで、以前はロープ1本。そやけど、その方らがもう1本足して、おりやすいように新たにロープは足しておりますけれども。先ほど言いましたように、おるのもなかなか私の年齢では難しかった。あるいは若い衆、濱谷君あたりたつたつたとおりて行ってましたけれど、そういうようなところやから、僕らちょっと危ないなと思ったけど、若い衆は、いやそやけん値打ちがあつてご利益があるがやけん、考え方はそりゃ皆さん十人十色でこれはやむを得んと思うております。

この場所は国道321号線の益野川から北へ約6km道なりに行きよつたら、途中で目印もあります。6kmぐらい行つたら西側に側道入る、お藤がとどろと書いてますけど、ちょっと入つたら50mぐらい行つたらこれすぐ見えるけれども、そういうような地点であります。ここもちょっとそやつてお藤がとどろまで行けん、ある方は地元では、口のお藤さんはいわゆる入り口の口ですけども、高畑の橋を渡つて西側の高いところに、同様のほこらやなんなりがあるというようなことで。以前は上野部落なんかかなり集団でお藤がとどろ、あるいは口のお藤さんというようなところへ行つたようであります。興味ある方はまた1回行つたらええと思ひます。

また鳥居付近からこのおるのに、せめて市の管轄するところあたりに、足元注意なり、な

んなど書いとったら、やっぱりおりるときもそれなりな心構えでおりれるがなど。地元の者はちっとはわかちよるけん行けるけんど、ほかから来る人はわからんけん、そういうふうなのをやっていたらいいがな、と自分では思っております。またロープなんかについては、これは私有地で地権者がおりますのでなかなか難しい面もあろうかと思っておりますけれども、了解を得てロープをふやす等ができるのならしたらいいと。なお観光商工課長、現地を見に行つて、補佐と見に行つたようでありますので、せめてこの立て看板なりなんなどですね、安全面に配慮するような措置をしたらいいと私は思っておりますが、いかがなものか。観光商工課長に答弁を求めます。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

先日、私も20年ぶりぐらいに現地へ行つてまいりました。旧道から川までの山道は非常に急峻で滑りやすく、ちょうど雨の後だったものですから、非常に落ち葉等で滑りやすかつたように感じました。一定に道沿いにはロープも張られておまして、非常に助けになっておることはできたんですけれども、季節や天候によっては非常に危険であるというふうに感じたところです。

庁内の各関係課と協議をいたしまして、注意を促す簡易な看板を設置するなどの方策を考えて、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） そういうふうにしとったら、地元の者はあれやし、溪流釣りの方も釣りか何かの雑誌に載つとるかなんかして、そういうようなことがあるというふうであります。何よりも人命第一というふうなことです、そういうふうにされたらよかろうと。ロープとか、何とかです、多いにこしたことはないけれども、地権者の関係もあり、はっきり今のところ地権者等々ではっきり私は聞いておりませんので、そこまではよう言いませんけれども。そういうようなこともされたら、地権者が了解を得る、あるいは地権者がやってくれたら、なおええけんど、現在のところは足元注意とかなんとかいうので、とりあえず注意を促しておりに行くというふうなことで、最初の段階としてはまずもつてよかろうと、こういうふうに思っております。

それでは次に、6月9日竜串海岸ジオツアーに参加させていただきました。昨日も細川議員も行つとつたようであります。8日か10日に行つたんでしょう。私が行つたときには、企画財政課長も来ておりましたけれども。説明はジオパーク推進室の佐藤さんが、13時30分か

ら15時まで説明をしてくださいました。これ非常に私としてはわかりやすかった。佐藤さんいわくジオパークというたら一言でいうたら、地球の歴史を肌で感じることやけん。ぜひとも皆さんそのつもりでおってこれというように、皆さんは2,000万年前の海底歩きよるがやけん、そうゆうふうな感覚。あるいはできんとしても、2,000万年ぐらい前のとりあえず海底なんだ、というようなことでいろいろ説明をしていただきました。

竜串海岸は2,000万年前に泥岩、砂岩等ででき、無数にある穴は潮が岩にしみこむ、はがれて穴になっている。世界的に貴重な生痕化石は、竜串ではスナモグリ、ウニの巣穴等が見受けられるというように、生痕化石については去年の5月18日、僕はちょっと日にち書いちゃらんけん、高知新聞はつきりすいませんけれども、そのとき佐藤さんも生痕化石は世界で有数やけんというように、説明されておりました。その裏づけとして、こう新聞載っ取るんですが。世界の生痕研修者が発表、国内初開催。ワークショップに40人というところで、高知大学でやって、室戸・土佐清水視察もというように、土佐清水の竜串へも視察に来て、これ確かテレビでも出ましたけれども、学者の1人の奈良正和高知大学准教授は、生痕学的に高知の地層や海岸は世界でも恵まれた場所と説明しておると。それと来た先生方は、一部でしょうけれども、ノルウェーの大手エネルギー関連企業の研究者で、ドイツ人地質学者のディルク・クノーストさん(48)、こういうような方、40何人やったかな、ちょっと忘れましたが、国内では4人しか研究者がいないと。これで一行で、かなりの何十人かの人が竜串の生痕の跡を見ながら、そういうような風景がテレビに映し出されておりました。

この1時間半の間に佐藤さんいわく、またカエルの千匹づれのところでは、私らのと三崎ではほとんどの千匹づれ言うてましたけどね。水平にしゃがんで見たと、しゃがんで水平見たら、向こうの岩に親ガエルおるやろうと、みんなそんな目で見たらいかかというように、なるほど、そうれもそうかな、皆しゃがんで見ながら、ほとんどの千匹づれこの辺べったりおるわけですね。向こうに確かにこんな岩があるけん、あれを親に見立てそういうふうな感覚で見るのも、1つの考えかなと思いつつながら、そういうふうな説明を非常に私はおもしろく感じ、新たな発見と自分では思いました。さすが専門家だけのことはあると感じました。なお、このところでも観光ボランティアの方も必ず何名か来ております。観光ボランティアといろいろ話しとつても、この知識はあります。ボランティアと話しながら、富田無事生さんなんかと話したら、足摺のこといろいろ知ってるし、橋本さんらも足摺も知っちゃう、こっちも知っちゃう、あそこでは僕は話すだけで一緒にこう歩いたことは、竜串は僕も幾らかは歩いて知っておりますが、佐藤さんと歩きながらやっぱりね、というふうに思った次第であります。これもまず隗より始めよいですね、市役所の職員の方もできるなら日時を分けてでもぜひ参加させてはどうか。僕らの年代でもおもしろいと感じるがやけん。もっと感じるんじゃないかと思いますが、

本件については市長のご所見を伺います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今回の竜串海岸のジオツアーには、私も3回目に参加をさせていただきました。プライベートでは近くですので、時々散歩コースにもして歩いているところですが、議員のご指摘のように佐藤専門員のガイドつきで今まで知らなかった視点と言いますか、いつもと違う視点とか感覚で、大変竜串の魅力というのを再確認できたところでもあります。

質問の職員に対しましては、昨年度より新規採用の職員には、研修の1つとしてジオパークをテーマとした研修を実施しておりまして、現地も回らせています。今年も5月に座学と足摺半島から、竜串海岸をめぐるジオツアーを行ったところです。また職員を対象といたしましては、明日の22日と24日の2回に分けて竜串海岸のジオツアーを実施する予定になっております。なお、足摺半島のジオツアーにつきましては、来月の7月7日、13日に実施を予定しておりますのでぜひ、議員の皆様の参加をお願いいたします。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） それでは最後になりますけれども、清水高校の高台移転をということですね、教育長と市長にお聞きするわけですが、清水高校はご案内のように、背は急な山と、前は加久見川と、横は太平洋というようなことですね。これ確か2.2mぐらいしか海水面からないというふうなことで、高知県の高校の中でも多分一番危ないんじゃないかなと、こういうふうに思っております。

また高台移転とか、中高一貫教育、この構想も十分承知はしておりますけれども、ぜひとも高台移転については、県教委のほうに文書なんなどで、ぜひともひとつなんちゅうかな、要望していただきたいと。事実認定は証拠による言いますけん。口で言うた言わんは消えるけん。ひとつそういうような点を、配意していただけたらいいかなと思っておりますが、まずもって教育長にその辺の考えをお聞きします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 弘田浩三君自席）

○教育長（弘田浩三君） もう時間の関係で質問していただけないのではないかというふうに、ドキドキしておりました。質問していただいてありがとうございます。

ご指摘のように清水高校では、平成27年度に高知県実践的防災教育推進事業を受けまして、大学教授や東日本大震災のほうで被災された高校教諭を講師に防災教育講演会等をはじめ、全



日制のほうあるいは定時制のほうも、年に3回ぐらい防災避難訓練を実施しております。今年度においても避難訓練を全日制、定時制ともに1回ずつ実施しております。今1学期ですのもまだ2学期、3学期と、2回ずつは実施予定というふうに取り組んでいるさなかでございます。

次に議員ご指摘のように、清水高校の津波の心配が大変ありまして、30cm高で12分、最大の津波高とされております15mまで達するのに34分の想定とされております。清水高校はご承知のとおり、加久見川の河口に隣接した海拔2.2mのところでありまして、高知県教育委員会が作成した、県立高等学校再編振興計画の中では、南海トラフ地震による津波の被害が想定されることから、適地への移転検討をする学校とされております。本市教育委員会といたしましても、清水高校は立地条件等から台風などによる高潮や、地震津波による浸水被害等を受ける恐れが高いと認識しており、高校が被災した場合、早期の教育活動再開を支援するため、清水中学校施設の共同利用に向け、先般、災害時における学校教育施設の活用に関する協定書を締結したところであります。

県立高校の高台移転につきましては、高知県教育委員会において年次計画のもと、取り組んでおり、市教育委員会といたしましても、本市最高学府である清水高校の生徒が安心した環境で授業を受けられることができる環境づくりに向け、県教育委員会と情報共有を図りながら、清水高校あるいは保護者等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） どうも、ありがとうございました。市長にも書いとったがやけど、時間、ちょっと私のちょんぼで調整できませんでした。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩をいたします。

午前11時03分 休 憩

午前11時14分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 日本共産党の前田 晃です。早速ですが通告に従いまして、3点の質問をいたします。

まず1つ目は、ビキニ被災事件の国家賠償訴訟についての質問です。この訴訟につきましては、テレビや新聞でも大きく取り上げられましたので、皆さんもよくご存じのことと思います。ビキニ環礁で被災をしました、元船員と遺族など45名の皆さんが、この5月9日に国を相手に国家賠償を求めて、高知地裁に提訴をいたしました。この訴訟は今年の2月に行われました、ビキニ被爆の労災申請に続いて、被災者が救済を求めます2つ目の取り組みになるわけですが、まず市長にお尋ねをいたします。このビキニ被災事件とはどのような事件だったのか、市長の基本的な認識についてお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） お答えいたします。

1954年に太平洋ビキニ環礁で米国が行った水爆実験により、当時この海域で操業していた第五福竜丸の乗組員23名が被災。またマーシャル諸島の島民、数百人も被爆するという不幸な事件が発生いたしました。被災者やそのご家族のさまざまなご苦労を思うと胸が痛みます。ビキニ被災事件につきましては、米国による第五福竜丸乗組員への見舞金と、マグロ廃棄に対する水産業界への補償が行われたことにより、国は解決済みという立場にあります。

その後の経過としては、平成26年に被爆したとされる第五福竜丸以外に、水爆実験に遭遇した日本船や乗組員に関して行った、放射能汚染検査の文書が厚生労働省から公開され、これを受け、高知県から厚生労働省に対してビキニ環礁水爆実験による健康影響の検証を行い、その結果、健康影響が認められる場合は適切な救済処置を実施すべきであると、政策提言をするなどの取り組みが行われるとともに、本市でも昨年11月にはビキニ環礁水爆実験の健康影響に関する健康等相談会が、高知県主催により開催され、元乗組員やそのご家族、市民、市職員など56名が参加をいたしました。その後、元乗組員らによるビキニ水爆実験をめぐる、国に対する損害賠償訴訟が提起されたことは、新聞やニュースなどにより広く報道されたところで

す。

また先般、厚生労働省から放射能汚染検査の内容に基づく健康影響の検証が行われた結果、周辺で操業していた他船の乗組員について、放射能による健康影響があらわれる程度の被爆があったことを示す結果は確認できなかったとの報告書が公開されました。

このような中、ビキニ被災事件について国がどのような対応をするのか、現在、県と情報の共有をはじめ、連携を密にしてその動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。このビキニ被災事件について、市長も大体共通の認識の上に立っておられるというふうに思いました。大変心強く思います。

このビキニ被災につきましては第五福竜丸が有名なんですけれども、その第五福竜丸と同じように、この放射能で汚染された海域で操業し、獲れた魚を食べ、放射能の混じったスコールを浴びた船員が数多くいました。ご承知のように放射能障害というのは、後になって体に複雑で深刻な影響をもたらすことが多くて、40代から50代の働き盛りで亡くなった船員も少なくありません。過去の幡多ゼミの調査でも、また私も参加をしましたけれども、この間の本市での聞き取り調査においても、がんや白血病など放射能の影響で亡くなったと考えられる事例が多く見受けられました。ビキニ被災事件の一番の問題は、市長も先ほどお話がありましたけれども、こういった延べ1,000隻にも及ぶ被災船と、被災をした数多くの船員がいたにもかかわらず、被爆のわずか10カ月後に日米両政府が、被害の一部である第五福竜丸の関係や、廃棄した魚の補償だけの政治決着で幕引きをしたことです。しかも国は、第五福竜丸以外の被災状況の資料を持っていながら、長年にわたり隠し続けてきました。政治決着を優先して、被災者を放置し、船員や家族、遺族への救済の道を閉ざしてきた国の責任は極めて重大だと思います。この訴訟を担当します弁護士は、この問題は国による人道的犯罪であり、国家的犯罪だと、厳しく糾弾をしています。

今回の提訴につきましては、新聞各紙も全国版で大きく報道をしました。どの新聞社も社説でも取り上げて、共通して資料を隠し続け、被災者を放置した国の責任を指摘しております。市長にお尋ねをいたします。この訴訟は60年以上にわたってビキニ被爆の事実を隠し、被災者を放置してきた国の責任を問う裁判ですけれども、今回の国家賠償訴訟についての市長のお考え、あるいは感想などお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしました。元乗組員らによるビキニ水爆実験をめぐる国に対する損害賠償訴訟を提起し、現在係争中の事案であり、このことについての所見を申し上げる立場にはありませんが、昨年の6月会議、12月会議でも答弁したように、国がビキニ環礁水爆実験による健康影響の検証を行い、その結果、健康影響が認められる場合は適切な救済処置を実施すべきであると考えております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。ところでこの訴訟の原告は45名いるわけで

すけれども、そのうちの10名、船員6名、遺族4名は本市の方です。原告の皆さんはこの情報を隠してきた国への強い怒りがありまして、何もしなかった国は許せない。賠償があるかないかは関係ないと言い切っています。しかし、国を相手取っての裁判です。原告の皆さんにとっては、家族や周囲に及ぼす影響なども考えて、訴訟に踏み切るにはかなりの勇気が必要ではなかったかなと思います。それを考えますと、この勇気ある決断をしました10名の原告の皆さんに対して、個人や有志の皆さんはもちろんですけれども、市としても何らかの支援があってもいいのではないかなと思います。

市長にお尋ねします。原告となった本市の皆さんに対して、市としての支援や援助はできないものでしょうか。例えば広報にビキニ被災事件の特集記事を載せるとか、あるいはご本人の承諾が要りすけれども、原告の声を掲載するとか、あるいは原告の多くの皆さんが高齢でありますので、健康管理のために保健師が定期的に自宅を訪問するとか、あるいはビキニ被災事件についての職員向けの、とりわけ若い職員の皆さんに向けての学習会を設定するとか、ほかにも何かできることがあれば、それらも含めて市長のお考えをお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 具体的な数点、ご提案がございました。まず市の広報でのビキニ被災事件の特集記事について、これまでこれについては新聞などに広く報道されておりますので、現在、市の広報で特集記事を掲載するという事は考えておりませんが、どういう形になれ、このことは非常に重要なことでもありますので、この市民への広報という点では、広報ということでは特集ということではありませんが、どういうことができるかということは今後検討していきたいと思っております。

次に、健康管理のために、原告宅への定期的な訪問ということですが、今、保健師それから地域包括支援センター職員による戸別訪問というのは、定期的に健康状態の悪い方や不安のある方につきましては行っているところでございますので、この特別にということではないですが、この戸別訪問によって定期的にそういうことを行っておりますので、それで対応していきたいと思っております。

また、ビキニ被災事件についての市職員対象の学習会についてということでございますが、昨年11月に高知県主催により開催された、ビキニ環礁水爆実験の健康影響に関する健康相談会への職員の参加を、これは全職員には周知を行いました。その結果、職員の参加もあったところですが、今後も市職員のビキニ被災事件についての情報は共有し、やっていきたいと考えておるところであります。

いずれにいたしましても、12月会議でも答弁いたしましたが高知県の取り組みとしてビ

キニの核実験の際、周辺海域にいた漁船の元船員について、労災や船員保険の適用など、国の関係機関と連絡会を開く方針であるとお聞きしております。こうした取り組みや国の対応を注視しながら、県と連携してビキニ環礁水爆実験の被災者とその家族への支援については、機会を捉えて国へ働きかけていきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 今、私がお願いをしましたのは、市が支援する集会をすとか、訴訟を全面的にバックアップすとか、そういう大げさなことではなくて、ビキニのことを市民の皆さんに知らせてほしいと、原告の健康を管理してもらいたい、職員にも知ってほしいといった、ささやかな取り組みであります。今の市長の答弁で、前向きに検討していきたいという答弁がありましたので、私はその方向で頑張っていたきたいなというふうに思っています。取り組みが小さくても、原告の皆さんにとっては、大変その一つ一つが大きな励ましと勇気づけになると思います。泥谷市長にも、ぜひ土佐清水市民の問題でありますので、その人権と利益を守るという視点から、原告の支援を検討していただきたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

次の質問へ移ります。2つ目は住宅の耐震化についての質問です。まず最初にお断りをしておかなければなりませんが、私の質問は、昨日の西原議員と小川議員の質問と、かなりというかほとんど重なっておりますので、できるだけ重複は避けたいと思いますが、重複があると思います。そのことをお許しいただきたいと思います。

さて、熊本地震が発生して早2カ月以上が経ちました。今回の熊本地震の被害の特徴は、活断層型の地震で、震源が直下にあったために、強い揺れによる建物の倒壊が大変多かったということだと思います、私はこの熊本地震から課題として見えました、この住宅の耐震化の問題に絞ってお尋ねをしたいと思います。

危機管理課長にお尋ねをします。住宅の耐震改修については、新しい耐震基準ができた1981年、昭和56年以前に建てられた木造住宅が対象になっていますが、本市では耐震改修を必要とする住宅は、どのくらいあるのでしょうか。昨日、答弁がありましたけれども、再度確認の意味でお尋ねをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

まず答弁全般にわたり、昨日の西原議員、小川議員の答弁と重複する部分も多いと思いますが、ご了承、お願いいたします。

平成25年に行われた住宅土地統計調査に基づきお答えいたします。住民が居住している住宅数は6,850戸であります。このうち昭和56年の建築基準法改正以前に建築された、耐震性の低い木造住宅数でございますが、3,240件。改正以降の建築数2,700件となっております。昭和56年以前に建築された住宅のうち、耐震化が必要な木造住宅は2,478件と推計しております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 耐震改修を必要とする住宅は2,478件ということです。高知新聞に南海トラフ地震に備えるための、「いのぐ」というシリーズが今、連載をされていますけれども、ちょうど熊本地震のさなかに、この住宅の耐震化問題が取り上げられておりました。その中で、東日本大震災のようなプレート型の地震では、震源域が陸地から離れているため家屋の倒壊は少ないけれども、熊本地震のような活断層型の地震では、震源域が直下になるため、家屋の倒壊が多いというふうに言われました。

では南海トラフ地震の場合はどうなのか。記事では専門家の見解としまして、地震のタイプは東日本大震災と同じプレート型。しかし震源域は沖合の南海トラフからプレートが潜り込んでいる高知県の下までと幅広い。揺れは沖からも直下からも来て、高知はぐちゃぐちゃに揺れるというふうに書いてありました。要するに南海トラフ地震の場合は津波は来るわ、揺れも熊本地震並みに激しく揺れて、建物の倒壊も多くなるということです。そうなると津波から逃れようとしても、倒壊した家屋の下敷きになったら避難することもできませんので、昨日のお話にもありましたけれども、津波から逃れるためにもまず、建物の耐震化が最優先だということになります。

そこで危機管理課長にお尋ねします。本市も住宅の耐震化を進めるための補助制度を設けているわけですが、その補助制度の概要と自己負担額、そしてこの間の補助制度の利用実績についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） 耐震化促進事業といたしまして、本市で昭和56年以前に建築された住宅で、現に居住または居住予定の物件を対象に耐震診断、改修設計、改修工事に対する補助を実施しております。それぞれの事業の概要でございますが、まず住宅の耐震性の有無を調査する耐震診断、1件当たり費用額3万3,943円で全額助成を行っております。

続いて耐震診断で、要改修の判定が出た物件の必要箇所や改修に用いる使用器具、また改修金額等の算出を行う改修設計、費用は約30万円で補助率は3分の2、補助上限額が20万

5,000円で自己負担は約10万円となります。

最後に住宅の耐震工事の実施となります。要した費用のうち、上限92万5,000円までを補助し、その差額が自己負担となります。

それぞれの事業の直近の5カ年の実績でございますが、耐震診断は23年度10件、24年度12件、25年度23件、26年度20件、27年度35件、計102件でございます。耐震設計は23年度3件、24年度6件、25年度10件、26年度13件、27年度26件、計58件でございます。改修は平成23年度2件、24年度6件、25年度11件、26年度10件、27年度21件、計50件でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。詳しく説明をしていただきました。この中で特に自己負担額について、私は確認をしたかったですけれども、耐震診断については全額補助で自己負担がなしと。それから設計については、30万円大体かかるところを20万円補助で10万円自己負担と。改修については、改修の程度にもよると思いますけれども、幾らっていう話はありませんでしたが市のホームページを見ますと、平均すると大体改修費用は178万円というふうに書いてありましたけれども。そうしますと、上限の90万円の補助があるとしても自己負担は88万円、およそ90万円ということになるかと思いますが、そういうことでよろしいですか。

それで、この補助制度というのは清水もあるんですけれども、今お話し聞きましたもなかなか利用者が少なく、診断まではするけれども耐震化が進まないというのが実情ではないかと思えます。その理由はやはり何といっても、この自己負担が大きいということだと思います。耐震診断を受けて、耐震工事が必要だというふうにはわかって、補助を受けてもお設計に10万円、工事に関しては先ほど言いましたけれども、平均大体90万円ぐらいの自己負担が必要になります。合わせて自己負担が100万円必要ということになりますと、なかなか必要だと思って踏み切れないというのが、実際のところではないかと思えます。熊本地震以降、市民の皆さんの耐震化への関心は高まっていますけれども、このネックとなっていますのが、やっぱりこの自己負担の多さだと思います。

そこで危機管理課長にお尋ねをします。この自己負担を減らす必要性については、県も市も共通の認識となっております。ここの質問通告では、ここで自己負担軽減に向けた本市の取り組みについて質問する予定でしたけれども、昨日の答弁で自己負担を減らすために、補助制度への上乗せを検討するということを表明されましたので、どのような方向で検討し、今後、取り組みを進めていくかというところを、確認の意味で課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） さきの熊本地震を受けまして、県のほうも耐震化の加速化を図るということで、アクションプランというふうな形で本年度、取り組んでまいりますので、市もそれに合わせて耐震化を図るために、一定額の上乗せということで対応してまいりたいと思います。ただ設計だけではなく、改修工事についても含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。設計だけではなくて改修の工事も含めて検討するということですね。わかりました。

この自己負担分を減らすために、県も他の市町村もさまざまな工夫をして、これまでも努力をしているようです。県の土木部住宅課の震災対策の窓口にお問い合わせをしました。すると県はこういうことをしてるという話をしてくれました。1つは耐震工事改修、耐震改修の低コスト化を目指して、高知新聞の「いのぐ」でも紹介されましたけれども、愛知県のアイワンボトルですか、壁を壊さずに補強のできる工法があるようですけれども。そういった低コストの工法を補助対象に入れたり、そしてそれが入ったら、新しいそういった工法を普及する講習会を、事業者を対象にして県は開いているというお話でした。そして先ほど課長の答弁にありましたように、県は自己負担分を減らして、耐震改修を加速化するために今ある補助制度の上に、さらに補助金の上乗せができるよう、予算措置をするということでもあります。

また県内のほかの市町村も頑張っていまして、今ある補助制度に既に市町村が独自に補助金を上乗せをして、自己負担分を引き下げているところが結構あります。本市の補助では、先ほど課長の答弁ありましたけれども、耐震診断の自己負担はありませんが、設計と改修にはまだかなりの自己負担が残っています。ところが県内を見ますと、この耐震の設計、平均30万円かかるところを20万円の補助で自己負担10万円というところですが、ここの設計については22の市町村で独自の上乗せを既にやっています。補助金額は9万円ないし10万円というところですから、その市町村では3分の1の自己負担分はほとんどないことになります。ちなみに幡多地域では四万十市、黒潮町が既に実施をしております、この6月から大月町が実施することになっているということです。多分、県の補助措置を使つてのことだと思います。

次に、この耐震の改修工事のほうですけれども、本市でも大体自己負担が90万円ということですが、これは県内では14の市町村で独自の上乗せを既にしております、上乗せ金額が一番多いところでは、昨日もお話がありました、土佐町、そして土佐市です。この60万円と



いう上乗せをやっています。そのほかは大体10万円から30万円ぐらいだということですが、ちなみに幡多地域では、黒潮町だけが独自の改修の上乗せをやっていて、その補助金額は17万5,000円という話でした。やっぱり黒潮町というのは、日本一高い津波と大きな被害が想定されているということで、何か耐震化の補助にも町の本気度があらわれているのではないかなということも思いました。

ここで市長にお尋ねします。質問の通告では、ここで住宅耐震化の自己負担軽減のための今ある補助制度に、市独自の上乗せをとということを質問する予定でしたけれども、昨日の西原議員と小川議員の質問に対して、上乗せを検討するという答弁がありましたので、これ以上聞くこともないんですけども、市独自の上乗せをして住宅の耐震化を進めるという市長の決意も込めて、確認の意味で再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 昨日の西原議員、小川議員の答弁でもお答えをしました。本当にこの住宅の耐震化がなかなか進まないというジレンマの中で、熊本地震、これを教訓にかなり問い合わせも来ております。ただこの上乗せにつきましては、補正対応をするかどうかということも検討しました。本年度からということで。ただ去年の繰り越しから含めて、既に今年度走っていますので、その予算措置もありますので、いろんな現状を考えて、来年度からやるということで昨日は答弁をしたところであります。とにかく、その本気に、やる気になってもらうこと、そしてなにはともあれ設計までやってもらうと、設計をやってもらったら、それを着実に工事につなげるという、その基本的な認識に立って、進めてまいりたいと思っております。今、特に改修工事92万円ですかね、これに対して200万円近い改修工事がかかりますので、ご指摘もありました、外部からの外壁工事のみを行う1部改修とか、それから1部屋のみ、寝室と居間とかよく使う、その1部屋のみ工事を先行させる方法とか、基礎は後回しにするとか、いろんな段階的な耐震改修メニューというのも視野に入れて、なるべく住民の方の負担がないような方向で検討していきたいと思っております。また今、危機管理課では空き家調査とか、臨時職員も雇ってずっと戸別に回っておりますので、そういう住民の生の意見も参考にしながら、来年度に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。県もさらなる上乗せ補助の予算措置をして、市町村の取り組みを応援するということですので、耐震化を前進させる絶好の機会だと思います。自己負担を軽減する補助制度の拡充に向けて、市長が答弁された方向で頑張ってください。

たいと思います。

ところで補助制度のこの拡充にかかわって、幾つか留意していただきたいことがあります。まず1つ目は、この上乘せによる自己負担額ですけれども、これは大幅に減らす必要があるということです。なぜなら、この市街地などのように、津波の浸水が予測されている地域に住んでいる皆さんの中には、津波で流されることがわかっている家に、耐震改修のお金をかけるのはもったいないと考えている方が結構おられます。そんな思いを払拭してもらうためには、市長、先ほどやる気を持ってもらうことが大事だというふうにおっしゃいましたけれども、この耐震改修をしてももったいないと思わないほどの、低い自己負担額にしなければならないと思います。設計の補助だけではなくて、負担の大きい改修工事、これも含めてというお話でありましたけれども、この部分を大幅に補助をふやさなければ、少しばかりの軽減では、なかなか耐震改修の加速化は見込めないのではないかなというふうに思います。大変ですけれども、その点を特に留意してお願いしたいと思います。

それからもう1つです。住宅耐震化の補助対象から、市民税等を滞納しているもの、いわゆる滞納者が除外をされている問題です。この住宅の耐震化というのは、命にかかわる問題であります。それなのに、滞納のありなしが補助の要件になるというのは、これはいかがなものかというふうに思います。今後ぜひその点も検討していただければと思います。

この2点は通告をしていませんので、答弁を求めませんが、ぜひ留意していただくよう、よろしく願いいたします。本市の住宅の耐震化が進むか進まないかは、この自己負担分の大幅な軽減ができるかどうか、私もかかっていると思います。南海トラフ地震から市民の命を守るために、住宅の耐震化で市長の本気度が見える形を示していただくということで、強くお願いをしまして次の質問に移りたいと思います。

最後は、市の臨時・非常勤職員の勤務条件、労働条件についての質問です。総務省の調査によりますと、全国の自治体で働く臨時・非常勤職員の総数は、約60万人ということです。そしてそれは、自治体職員全体のおよそ3割に当たるということでもあります。3人に1人が非正規ということですから、この公務の場でも非正規労働者に頼っている実態が、その調査からもよくわかります。さて本市でも臨時職員、あるいは非常勤職員と呼ばれる非正規職員の皆さんがいて、さまざまな行政サービスを担っていますけれども、この臨時・非常勤職員は地公法3条による特別職の非常勤職員、17条による欠員を補う一般職の非常勤職員、そして22条による臨時的任用職員というように、それぞれの任用根拠に基づいて任用をされています。本市の場合は事前に聞きますと、17条の非常勤職員の任用はないということです、主に3条と22条、中でも任用数も多く常勤的な勤務をしています、22条の臨時的任用職員、以下、臨時職員としてお話をさせていただきますが、その臨時的任用職員を中心に質問をさせ

ていただきたいと思います。

総務課長にお尋ねをいたします。本市が本年度、任用しています臨時職員の総数と、全職員に占める割合、またそれぞれの職種ごとの臨時職員の人数についてお伺いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

臨時職員の総数と全職員に占める割合でございますが、平成28年4月1日時点での回答とさせていただきます。臨時職員の総数は87名。職員数は289名で、全職員に占める割合は27%となっております。また職種ごとの人数は一般職事務28名、保育士21名、保健師3名、介護士9名、看護師1名、調理員3名、学校図書館支援員3名及びその他、運転手等19名となっております。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。臨時の職員の総数が87名、割合が27%という、およそ3割なので、本市も大体全国並みの任用割合かなというふうに思います。

続けて、総務課長にお尋ねをいたします。平成26年、2年前に総務省のほうから各市町村に、臨時・非常勤職員の任用等に関する通知というのが届いています。この通知の概要を本市のかかわる部分だけ簡潔で構いませんので、概要をお話していただけますでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司自席）

○総務課長（木下 司君） 済みません、ちょっと長くなりますけれどもよろしくお願ひします。

お答えいたします。

総務省自治行政局公務員部長の通知は、臨時・非常勤職員及び任期つき職員の任用についてであり、平成21年度通知において、任用の際の勤務条件の明示及び休暇その他の勤務条件に関して、留意すべき事項について示されておりましたが、臨時・非常勤職員が増加傾向にある一方、21年通知の趣旨が必ずしも徹底されていない実態が見受けられ、また臨時・非常勤職員の任用等に関する、裁判例や法令改正などの新たな動きも生じていることから、改めて留意すべき事項について通知があったものです。

内容としては、臨時・非常勤職員の任用等についてと、任期つき職員の任用等についてからなっており、臨時・非常勤職員の任用等については、個々具体の職の設定にあつては適正な定員管理と、適正な人事管理に取り組む中で、つけようとする職務の内容、勤務形態等に応じ、任期の定めない常勤職員、任期つき職員、臨時・非常勤の職員、いずれの職員が適当かを検討

し、その上で臨時・非常勤の職員として設定する場合には、特別職非常勤職員（地公法の第3条第3項第3号）、一般職非常勤職員（地公法の第17条）、臨時的任用職員（地公法第22条）のいずれかの任用根拠に位置づけるかを明確にすること。任用根拠についての留意点としては、臨時・非常勤の職員の募集、採用に当たっては、地公法第13条の平等取り扱いの原則を踏まえ、年齢や性別にかかわらず、均等な機会を与える必要があることに留意すべきであること。

勤務条件についての中で、時間外勤務に対する報酬の支給について、本来、非常勤職員は勤務条件として、明示された所定労働時間を超える勤務は想定されるものではないが、労働基準法が適用される非常勤職員に対し、当該所定労働時間を超える勤務を命じた場合においては、当該勤務に対し、時間外勤務手当に相当する報酬を支給すべきものであることに留意すること。

任期つき職員の任用については、各地方公共団体にあつては、臨時・非常勤職員の任用根拠ごとの趣旨に適合した、任用のあり方を検討していく過程において、現在、臨時・非常勤職員制度により対応している具体的な任用事例について、本格的な業務に従事することができ、かつ複数年にわたる任期設定が可能である場合は、任期つき職員制度の積極的な活動について検討されたい。などとした内容となっており、現行の臨時・非常勤職員の任用等にかかる取り扱いを、再度検証した上で必要な対策を図るよう要請されております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。私もその文書持ってますが、かなりの文章です。これまとめて簡単に言われたら確かに困りますね。けど要点をお話していただいて、ありがとうございました。この通知は、今お話ありましたけれども、臨時・非常勤職員の任用、それから勤務条件に関して、この間に法律の改正や判例の積み上げがありますので、そういった変化を考慮して、市町村が制度の趣旨を踏まえて適切に対応してくださいという通知なんです。細かい内容については、先ほど課長のほうからお話がありました。この通知は、この臨時・非常勤職員の、いわば勤務条件にかかわって、改善に向けて大いにかかわってくる通知ですので、この通知に触れながら、この後ちょっと質問もさせていただきたいと思います。

まず賃金と勤務時間について総務課長にお尋ねします。本市の臨時職員の職種別の賃金、自治法上は報酬に当たるといふことですが、その勤務時間について伺いをします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

職種別賃金と勤務時間ですが、一般事務職が日額6,900円、保育士が日額7,300円、保健師が日額1万円、介護員が日額7,300円、看護師が日額9,600円、調理員が日額7,300円、学校図書館支援員が日額6,900円となっており、勤務時間は原則、午前8時30分より午後5時15分までの7時間45分の勤務時間となっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。今のお話で本市の場合は賃金は日給で、職種によって異なっている、大体7,000円前後ということです。勤務時間については、常勤と同じフルタイムの勤務と、7時間45分ということであります。

続けて総務課長にお尋ねをいたします。本市の臨時職員には、昇給制度のようなものがあるのでしょうか。また通勤手当、諸手当ですね。これは地方自治法上は費用弁償というふうになるようですけども、それは支給されているのでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

臨時職員の昇給制度はありませんが、国の人事院勧告により初任給の上昇があれば、初任給に沿った日額単価もアップをするようにしております。また諸手当については、臨時職員も職員と同じ、通勤距離が2km以上は通勤手当を支給しておりますし、特別手当については、勤務日数が支給基準日から6カ月以上の方には、1カ月分を支給をしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 昇給制度はないけれども、人勧分の昇給はあると。それから通勤手当を支給しています。それから一時金も6カ月勤務にはあると、1カ月分があるというお話でした。

本市の臨時職員の賃金についてですけども、先ほどお話がありましたように職種別に異なっておりますので、一例として保育士を例にしますと、日給が7,300円です。月額で約15万円。年収では200万円程度ということになります。200万円と言えば、いわゆるワーキングプアの中にあるということになるわけですけども、生活する上では決して十分な額とは言えないのではないかというふうに思います。昇給も人勧分だけでは余りにも少な過ぎる

のではないかなと思うんですけども。

総務課長にお尋ねをいたします。臨時職員の中には先ほど勤務時間も聞きましたが、フルタイムで常勤職員と同じ仕事をして、任用の更新を重ねて、ベテランとして活躍している方もおいでだと思います。この待遇改善がやっぱり必要だと思うんですけども、仕事の経験年数をプラスする経験加算、そういったものを取り入れることはできないでしょうか。総務課長のお考えをお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

総務課長としての経験加算の所見ですが、一般職の臨時については専門性がないため経験加算も必要でないと考えますが、議員さんもお存じのとおり、保健師、看護師、保育士は資格も必要となり、全国的に不足となっておりますので、市町村によっては臨時職員の確保のために、経験年数を考慮した日額単価で雇用をしております。本市は財政的に厳しい状況ですが、専門性の職種について今後は臨時職員の確保のため、経験年数を考慮した日額単価を提示、募集する必要が生じるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 大変前向きな答弁いただきまして、大変ありがたく思っています。専門性の高い職種については、経験加算をする方向で検討するということですので、ぜひそれをお願いしたいと思います。今、課長のお話もありましたけれども、本市の保育現場というのは臨時職員の割合が4割から5割と、かなり高くなっています。けれども保育士の希望が非常に少ないというお話も聞いています。慢性的な保育士不足ということのようです。待機児童と例えば、町の話だと思っていましたけれども、清水においては保育士が足りなくて、待機児童が生じているという話も聞きました。保育士の希望が少ないのは、今お話がありましたように、やっぱり賃金水準が低いということがあると思います。その点で、ぜひ今お話のあった経験加算、よろしくをお願いしたいと思います。

それからさっきの総務省の通知では、フルタイムで常勤と同じ仕事をしている臨時職員の賃金については、常勤の給料を参考にして適切に決めなさいというようなことも求めています。同一労働同一賃金の原則から言っても、それは当然のことだと思うんですけども。ちなみに四万十市では先ほどちょっとお話ありましたが、保健師の職種で経験加算を実施をしております。ご存じだと思いますけれども。1年目までが8,600円、1年から3年までが9,200円、3年

から5年目までが9,900円、5年以上が1万500円というふうに加算をしていってまので、ぜひ本市もよろしく願いをいたしたいと思います。時間外勤務のところもちょっと質問を構えちゃったんですが、もう時間がありませんので飛ばします。

次に、休暇制度について総務課長にお尋ねをします。本市の臨時職員の休暇制度、福利厚生についてはどのようになっているのかお聞かせください。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

休暇制度や福利厚生の現状ですが、年次有給休暇については、雇用時に6カ月以上の期間の雇用者に対し、10日間の年次有給休暇を与えております。また福利厚生については、職員の定期健康診断日に臨時職員として雇用している職員全員に、定期健康診断を受診していただいております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 年休とそれから健診のお話が今ありました。それは補償しておるといふことです。母性保護とか労働者保護の点からも、この臨時職員の休暇制度の整備というのは大変重要だと思います。この総務省の通知の中では、休暇・休業制度についても触れています。その中では簡単に言いますと、労基法をはじめとする各種法令、それから国家公務員とのつり合いですね、権衡というらしいですが、つり合いに基づいて適切に対応するようにということ求めています。しかし残念ながら本市では、この通知の中に示されています生理休暇、産前産後休暇、育児時間、介護休暇などの補償にはまだ至っていません。休暇制度の整備について、総務課長のちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。

総務課長としての休暇制度の整備についての所見でございますが、議員さんもお存じのとおり、平成26年7月総務省自治行政局公務員部長よりの通知によりますと、休暇について一般職の臨時・非常勤職員にかかわる勤務時間、休暇等の勤務状況についても、条例や規則で明確に定めるべきであるとのことであり、今後は臨時・非常勤職員がみずからの勤務条件について、把握することができるように、明確に定める必要があると考えられます。本市については、条例、規則を制定はしていませんが、募集要項には勤務条件等の明示は、詳しく記載をしてお

ります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 勤務条件についての把握ができるようにということは、そのとおりだと思いますが、今、私がお尋ねしたのは、生休や産休や育児時間、介護休暇などについてはどうですか、というお話をしたんですが、その点はいかがですか。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司自席）

○総務課長（木下 司君） その点は今後、検討ということですが、実質、今の臨時職員さんに、今は半年以上は先ほども言いましたが、10日間の年休を与えています。それ以外に、仮に産休とかそういう分になりますと、またそれに臨時職員を加えるという形になりますので、そこまではなかなかできないと思いますので、一定、非常勤職員等に関しては検討はできると思いますが、通常の臨時職員にはなかなか適用は困難と考えています。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ぜひ検討していただきたいんですが、ちなみにこの休暇制度につきましては、お隣の四万十市では本市にはない生理休暇が2日、それから夏季休暇3日、忌引き休暇が2日から5日まで、そういったことが整備をされております。労基法に基づく労働者保護や、母性保護の観点からの休暇制度だと思いますので、これをぜひ本市も実現に向けて検討していただければというふうに思います。

これまで臨時職員の勤務条件の改善について、質問してきました。しかし、根本の問題はこの正規採用された常勤職員で通常は行政サービス、恒常的業務を行うというのが原則だと思いますが、本市の場合も非常に、非正規の臨時職員でそれを賄っているということが、1番の問題ではないかなと思います。地公法22条の臨時職員については、任用や期間について厳しい制限や条件が課せられています。予算がないからと言って、本来は常勤職員が行う市の恒常的な業務を、安易に臨時職員に置きかえて対応することは、そもそも臨時職員のこの通知によりますと、制度の趣旨から逸脱しているということになるろうかと思います。

副市長にお尋ねをします。総務省の通知は地公法の22条のこの臨時職員については、特にフルタイムの臨時的任用を繰り返すことによって、事実上任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態を適用させるようなことは避けるべきであるというふう書いてあります。この指摘について、副市長はどのような受けとめをされておられますでしょうか。



○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

総務省通知についての所見ということでございますので、ただ今、総務課長が答弁しましたように、臨時職員の任用につきましては、おおむね平成26年7月4日付の総務省自治行政局公務員部長の臨時・非常勤職員及び任期つき職員等についての通知に沿った形で、任用はしているものと認識しております。ただ、総務課長も答弁しましたが、今後賃金の経験加算及び休暇制度、四万十市さんが実施しているような生理休暇等の見直しの検討も必要と思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 私はこの通知に沿った対応をしているとは思わないんですけれども、それを言いよったら時間がありませんので。しかし検討していくというお話ですので、ぜひそれを実現していただきたいと思います。

この通知そのものは、採用について語ってるわけじゃないんですけれども、副市長に続けてお尋ねをします。本市のように恒常的業務のために、この22条の臨時的任用を繰り返す場合は、いわば業務を遂行する上で必要な人員だということだと思えます。それはやっぱり臨時職員ではなくて、正規職員で採用して配置すべきだというふうに思うんですけれども、それについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えいたします。

地方公共団体の定員管理につきましては、議員もご承知のとおり、国から幾たびともなく指針が示されてきたことは、現状でございます。最近で申しますと、平成17年3月に地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針が示され、平成17年度から平成21年度までの5年間の具体的な取り組み、数値目標を明示した集中改革プランの公表が義務づけられ、本市でもこの間、退職者、これ一般事務でございますけれど、2分の1補充を行い44名の実人数の削減を行ったところでございます。

また平成22年度以降につきましても、国家公務員の平成22年度から平成26年度までの間、10%以上の職員の削減の閣議決定を受け、平成21年7月に総務省自治行政局長から、引き続き適正かつ地域の実情に即した定員管理の推進に留意する旨の通知を受け、平成22年

度から退職者、これも一般事務職の3分の2補充を行ってきたところでございますが、行政事務を適切に遂行するには、一定量の職員が必要となり、また地方分権により、各種事務が移管されてきたことにより、平成25年度職員採用より、退職者一般事務の完全補充を行ってきましたが、平成22年度より平成26年度までの間で25名の削減を行ってきたところでございます。

市民の方々の行政に対する要望は多い反面、市役所は職員が多いなどの批判もいつもいただいているところが現状でございます。いずれにいたしましても、今後とも住民ニーズの適格な把握、業務の見直し、機構の再編等を行い、適切な定員管理に努めてまいっていきたく思っています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） お話を聞いて、国からのしびりがあり、住民からの突き上げがあり、なかなか大変だなっていることを感じましたけれども。基本的には定員席といえますか、正規採用で対応するというのは原則だというふうに思います。

最後です。もう時間ありませんので市長にお尋ねをいたします。先ほど課長のほうに質問をいたしました、本市の臨時職員の勤務条件にかかわってですが、他市町村に比べてまだ不十分だということがたくさんあるように思いました。どの市町村も財政難で、行政改革と称しまして、正規職員を非正規に置きかえて急場をしのいでいるというのが実情ではないかと思えます。そうであれば、余計にこの臨時職員の待遇改善には目配りをし、手厚く保護対応することが必要ではないかなというふうに思います。今どき臨時職員に母性保護の生休とか、産休がないとか、労働者保護の夏季休暇、病気休暇がない、忌引き休暇がない、そんなことがあっていいのかなというふうに私は思います。この総務省の通知は2年前に届いているということですので、ぜひこの趣旨に添って対応していただきたいと思えます。臨時職員の諸手当、休暇制度についての早急な改善と条件整備が求められていると思えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 総務課長、それから副市長から丁寧な答弁がありました。最少のコストで、最も効果的な行政サービスを行うためにはどうしたらいいのか。どのような業務でどのような任用、勤務形態の職員を充てるのか。それは本当に臨時職員じゃなくて正規職員を充てれば一番それは理想だというふうに考えております。ただ、それが本当にできる状況でないとい

というのは、理解をしていただきたいと思ひますし、昨日の西原議員の質問の中でもあったように、さらなるトップランナー方式というのが総務省が導入をされようとしております。これは地方交付税、これもこの前の国勢調査の結果、人口による積算の方式というのが大きく占めますので、かなり国勢調査の数字が減りまして、地方交付税が削減されるがやないかと思ひまして、今、冷や冷やしているところですが。なんとかその削減は減額を保証するような形でなんとか今年は乗り切れるようですが、いろいろこの算定の見直しによる大幅な削減が、今後も予想されるところであります。特にトップランナー方式というのは、歳出の効率化に向けた業務改善が、求められておりますので、さらなる業務委託とか指定管理、民間委託などの推進が算定基礎とされる、そういう厳しい財政運営が続くことが予想されます。しかしながら、きょうの議論にあったように、この臨時職員の賃金については、経験加算や休暇制度の見直し、そういうものも検討していきたいと思ひております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 時間来ましたので、質問終わります。

ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

午後 0時17分 休 憩

午後 1時30分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き一般質問を行います。

5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） 清友会の浅尾でございます。ただ今から、地震の対応について質問をいたします。どうかよろしくお願ひいたします。

ではまず最初に危機管理課長にお聞きいたします。東日本大震災からまだ5年しかたっていないのに、熊本ではマグニチュード7.3という大地震が発生、日本各地でも大地震が至るところで発生しています。これから起こるであろう南海地震においては、津波は必ず押し寄せてきます。熊本地震では、南海地震とは違う性質の地震であります。ニュースでは熊本地震以後、地震対策を見直さなければならないと報道され、毎日、南海地震に備えてというテレビ放送がされています。東海・南海・日向灘、3連動で地震が発生した場合、本市での津波浸水深は現在発表されている浸水深と同じでしょうか。というのはですね、何年か前に市役所の方々が各

地区の区長場で説明してくれた時期がありまして、その説明の折には5 mから8 mになり、その後10 mになったと思うんですけども、その後三崎浦においては、保安庁の方が説明にシミュレーションを使った説明に来ていただきました。それが今、現在の15 mとなっております。ということをしていろいろ考えた結果、今現在出されている浸水深というのは同じでしょうか。お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

24年12月に発表された南海トラフ地震にかかる高知県津波浸水予測、これは更新をされておられませんので、現在の設定も24年と変わりはないと認識しております。によりますと、本市の最大浸水深でございますが、各地区代表します施設で申しますと、下ノ加江市民センターで9 m海拔では14.4 m。市役所本庁舎で4 m海拔では16.9 m。三崎市民センターで15 m海拔高では21.2 m。下川口市民センター11 m海拔高15.3 mとなっております。

○議長（永野裕夫君） 5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） ありがとうございます。というのはなぜこういうことを初心に戻って聞くかと言いますと、今、現在、土佐清水市の人たちというのが、多分この間5年前に起きた、東日本大震災というあの恐ろしさを忘れていた感があるんじゃないかなと思って改めて浸水深をお伺いしました。

続きまして、津波について各地区の備えはどうなっているのでしょうか。避難道、避難場所の進捗状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

避難場所、避難道、誘導灯の整備状況でございますが、地区ワークショップ等での地元希望をもとに、津波緊急避難場所、いわゆる一時避難場所を設定し、既設道路等も利用しながら避難道の新設、改良それに付随する太陽光式の誘導灯、避難誘導標識等の整備を26年から28年度で計画的、集中的に行っております。市内全体では避難場所249カ所を設定しており、避難道は計画数96カ所に対し、27年度末で67カ所の整備済み、整備率は70%となっており、28年度は残り29カ所の整備を行ってまいります。次に、誘導灯でございますが、市全体で計画数107カ所に対し、27年度末で56カ所が整備済み、整備率は52.3%で、

28年度は残りの51カ所の整備を行ってまいります。避難路は計画どおりに整備が進んでおりますが、誘導灯については追加要望18カ所を優先し整備したこともあり、整備がおくれておりますので、本年度、集中的に事業を進め、年度内には完成させたいと考えておりますので、また地権者等の調整等につきましては、議員の皆様のお力もお借りしたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） ありがとうございます。

続きまして、ブロック塀の対応についてお伺いします。確か2、3年ぐらい前から市の職員の方が各地区に入られて、危険箇所とか、危険な昔のある小さな道はというのをかなり調査したと思うんですが、その成果表はできたのでしょうか。そしてどのような対応をとるのかお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

ブロック塀は26年度に、避難道の調査に付随すると言いますか、そういう部分で簡易な調査をしております。件数につきましては、623件あることを把握をしております。避難経路に面した倒壊の恐れのあるブロック塀の除去にかかる補助を25年度より実施をしておりますが、25年度3件、26年度5件、27年度2件のまだ合計10件にとどまっており、余り進んでないという現状でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） ありがとうございます。

続きまして、防災倉庫への資機材の整備についてお伺いします。何年も前から、機材購入時には補助がありますよと、パンフレットや地区集会場で説明をいただきましたが、全ての地区で資機材の整備はできているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） 防災倉庫への資機材の整備についてでございます。防災倉庫の整備につきましては、各自主防組織の区域内に1カ所を設置することとし、浸水区域内の地域を優先し、27年度で40カ所、今年度に11カ所、29年度に浸水区域外の7カ所の整備を行い、29年度末には58カ所全ての自主防地区の倉庫を整備する予定でございます。整備

をされた倉庫に対しまして、市のほうからは各地区の防災倉庫に保管する資機材といたしまして、簡易トイレを1台、毛布を10枚、ラジオつき懐中電灯2台の配布を行っております。

積極的に活動しております自主防災組織では、自主防災組織育成強化事業費補助金を活用して独自で発電機、チェーンソー、草刈り機、トランシーバー、折り畳みリヤカー、炊き出し用の防災かまどセットなどを購入して、防災倉庫に保管をしております。

また市街地の自主防災組織では、高台に設置した防災倉庫に、地域住民が備蓄食糧などを入れた非常持ち出し袋を事前に預けておく取り組みも実施をされております。このような効果的な取り組み事例を各自主防災組織に紹介し、防災に備える取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） ありがとうございます。

続きまして、自主防災組織への支援についてお伺いします。どこの防災組織の長も大変だと思います。マンネリ化されて、訓練参加を訴えても参加人数が減る一方で、そして要望の声だけが大きくなっているように、私が区長をやらしてもらっているときに感じました。そのときにどんな人とも対話をしたんですけれども、なかなか全ての地区の人らが、マンネリ化されて何をやっていいかという、そのわからないということが一番のネックになって、自主防災組織の長もなかなか、明日訓練する、来年訓練するというときには、なかなかどうのをどういうふうにやっていいのか、ということをかなり悩んでいる長がかなりいると思います。

自主防災というのは、自分たちの組織でいろいろ考え、災害に備え、地震に備え、訓練をしていくのが当然なんですけれども、これだけマンネリ化されたときには、長としたらどうしていいかわからない、ということが結構ありました。そこで訓練を実行するときに、アドバイスとか支援、支援というのは物資とかお金じゃなくて、言葉でもいい、何でもいから、そういう支援はできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 危機管理課長。

（危機管理課長 岡田敦浩君自席）

○危機管理課長（岡田敦浩君） 訓練実施等の支援でございますが、他の地区の先進地的な事例を紹介するであるとか、また市内でも非常に熱心なところがございますので、そういうところの事例を参考に、アドバイスというような格好で支援ができたというふうに考えております。

○議長（永野裕夫君） 5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） ありがとうございます。

来年訓練しますよというのは恐らく、危機管理課に届け出をすると思います。そのときには、何とぞとそういうアドバイスをよろしく願いいたします。

続きまして、水道課の課長にお伺いします。下ノ段地区にある配水タンクは建造されてからかなりの年数がたっています。老朽化もかなり進んでいると思いますが、耐震性はどうなっているのでしょうか。地震により水道管が割れ、割れた場合には時間をかけて修復することができます。けれども、配水タンクが機能しなければ、送水できなくなります。これからどのような対策をとっていくのか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 水道課長。

（水道課長 楠目 生君自席）

○水道課長（楠目 生君） 水道施設の耐震基準については、昭和28年に水道施設の耐震工法が制定されました。その後、昭和41年、昭和54年、平成9年に改訂され、最新の改訂は平成21年に実施されました。土佐清水上水道施設の三崎配水池は昭和51年度の完成で、現在の耐震基準では、耐震性が低い施設になると思います。完成後40年経過し、老朽化も進んできましたので、取水施設、配水施設の改修事業を防衛省中国四国防衛局に要望していました。今年度この事業が採択され、現在事業に着手したところです。概算事業費は5億9,000万円。今年度は実施設計を行います。平成29年度、平成30年度は送水施設、取水施設を施工、平成31年度に配水池用地の造成工事を行い、平成32年度に配水池を施工する予定です。また平成33年度からは、配水管の施工を計画しています。事業の完了は平成35年度を目標としています。

○議長（永野裕夫君） 5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） ありがとうございます。時間とお金がかかると思いますが、できるだけ早くそういう老朽化したところを修理、点検、補強していかなければ大変なことになると思います。三崎だけじゃなくて、三崎から送水されている地区はかなり広くあります。ということで、なるべく早く整備ができるように、よろしくお願いします。

続きまして、総務課長にお伺いします。本庁が災害によって機能ができなくなった場合に、戸籍、住民票等の原本はどのようなところに保管されているのでしょうか。東日本大震災の折には、1枚の住民票を交付するにも、職員の方々が大変苦勞しているという映像が流れておりました。実際私も東北に行ったときには、市役所のほうでお世話になり、こういう大変な作業を、ありとあらゆることをやってそういう場面を目にしてきました。今回、熊本地震においても同様なことが起こっていると思います。本市がそういうような場合には、原本の管理はどの

ようにしているのか、また交付手続に支障はないのか、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 総務課長。

（総務課長 木下 司自席）

○総務課長（木下 司君） お答えいたします。本市の戸籍、住民票等の交付については、戸籍システム及び住民情報システムにより交付事務を行っており、この両システムは市役所の庁舎内にデータを保管せず、クラウドサービスによりシステム保守業者が管理するデータセンターにデータを保管し、管理をしております。戸籍システムは全国2カ所、住民情報システムは高知市にデータセンターを設置し保守管理を行っております。このデータセンターは耐震構造となっており、耐震対策や自家発電装置等の電源対策を行っておりますので、熊本地震のように自治体の庁舎が被災した場合でも、データは安全に保管されているため、本市での交付事務については迅速に対応できると考えていますが、接続回線の通信障害によっては、通信事業者の復旧作業に依存するため、交付事務ができない事案が発生すると見込んでおります。

また地震等の災害時において、庁舎内の端末、パソコンの故障やネットワーク機器等の障害が発生した場合はシステム保守業者との最適な連絡体制を構築し、代替機を調達するなど障害復旧に向けて、迅速に対応できるように努めてまいります。しかしながら、南海トラフ巨大地震においては、大規模停電が発生することが予想され、電力の復旧に相当時間を要すると想定をされていることから、停電発生時でも業務継続が可能な体制を構築するため、非常用電源を確保し、その燃料を十分に備蓄することなどの対策について、検討が必要であると認識をしております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） ありがとうございます。

もし停電した場合には、なかなかFAXとかコピーが使えないという場合には、どうしても手書きになると思います。その手書きになる前に、もしそういう最悪の場合になったときには手書きの練習も、ひとつよろしくお伺いいたします。

次に市長にお伺いいたします。南海地震が確か昭和21年の12月20日に発生したと思います。高知港から物資が2、3日後に下田港に運ばれ、その物資を下田の青年団の方々が、船からてんまでおろして、リヤカーで中村市に物資とかいろんなものを、食料とかを運んだということが、南海地震史に書かれております。今、現代はそういうわけではなくて、6月4日、下ノ加江海岸、大岐の浜へ海上自衛隊のエアークッション艇2隻が来ての、防災訓練が雨の中行われました。あの艇が浜に乗り上げたら、人員、物資はどのようにして陸に上げるのか私は



ずっと思案していましたが、浜につくと同時に、前方のエアアが抜け、タラップがさつと出て、人員が上陸しました。引き上げるときにも、バックに多分ギアを入れていると思うんですけども、それと同時にエアアが入って、あつという間に海上へ出たと。あの切りかえの早さには本当に驚きました。浜に来て見ていた人たちは、皆そう思ったのではないのでしょうか。

災害時に短時間で人員、物資がついたとしても、道路の陥没、橋が落ちたりしたら、なかなか人員が早急に配備されたとしても上陸、必要な箇所に人員を輸送することができません。そのためには今のCH-47がいかにというわけじゃないんですけども、空からの搬送が一番だと思います。そのためにもオスプレイ。日本にはまだオスプレイは配備されていません。本市で行う次回の南海地震に備えての総合訓練においては、オスプレイをぜひとも。ただしこの場合には、防衛省とかアメリカとの交渉になると思いますが、ぜひ交渉をお願いしたいのですけれども、お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 結論から申しまして、米軍所有のオスプレイを使った市独自の防災訓練で、オスプレイを使った空輸訓練というのは、現実的に不可能だと思っております。いろいろ今ご質問がありました。昭和21年の南海地震当時の状況についても、説明がありましたが、当時と比べてかなり状況が変わっているとは思いますが、やはり熊本の震災でも、1つ見ても、やはり道路が寸断された場合には、やはり海からそしてまた空から、特に避難物資の空輸というのが、一番効果があるというふうには思っております。

宿毛のこの前6月5日に、4日には清水でLCAC（エルキャック）の訓練が行われたんですが、5日の県の防災訓練でも、メインの会場は宿毛の新港だったんですが、サブ会場として宿毛の総合運動公園、清水の運動公園、そこで空からのヘリを使った輸送訓練が実施をされたところでありまして。オスプレイを使った訓練については、これまで、一昨年でしたか、2年前に県の総合防災訓練において、本市を含む高知県の沿岸部でこの日米の統合防災訓練ということで、オスプレイが予定をされたところでありましたが、当時は悪天候で中止になったことはご承知のとおりだと思っております。

先に結論を言いましたので、後からいろいろ言ってもあれなんです。市の防災訓練は来年予定をされておりますので、オスプレイは無理にしても、空からの空輸の訓練というのは引き続き実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 5番 浅尾公厚君。

（5番 浅尾公厚君発言席）

○5番（浅尾公厚君） ありがとうございます。ぜひとも、オスプレイを希望します。というのは、今防災訓練におきまして、こないだの6月5日の防災訓練、宿毛にもちらっと見に行ったのですけれども。ああいう珍しいものが来れば、かなりの、防災訓練には興味がなくても、こういう防災訓練をしてるなというPRが、かなりできると思います。今の土佐清水市におきましては、東日本大震災もそうですけれども、あの恐ろしさというのは5年たてば、薄らいでいると言ったら怒られるかもわかりませんが、そういうところが、そういう人たちがかなりいると思います。もう一度防災訓練は大切。これから自分たちの南海トラフに備えて、南海地震のああいう、地震に備えて、自分たちの身を守るためには、こういうことせないかなという自覚にもかなり役立つと思います。そういう意味でもぜひとも、陸・海・空の訓練、ああいう大きな組織から来てもらったら皆さんも参加し、教訓でき、忘れることができなくなるんじゃないかなと。ああいう東日本の恐ろしさを忘れることがなく、防災訓練にずっと参加し、知らない人にも援助というか、教えができるんじゃないかなという思いがあります。

ということで、私の質問は全て終わります。

以上です。ありがとうございます。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明6月22日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 1時55分 延 会